

投票者ガイド

連邦選挙について





投票者ガイド 連邦選挙について

米国選挙支援委員会 (EAC) は、投票登録から選挙日の投票まで、投票者が連邦選挙過程を首尾よく完了できるようこのガイドを提供しています。このガイドには、基本的な投票に関する情報に加え、投票資格、早期投票、及び海外に駐留している軍人、海外に在住している民間人のために用意された別の登録と投票プロセス、すべての投票者がさらに容易に投票できるように投票所サービスに関する情報も記載されています。

私は投票資格がありますか。

米国市民でなければ投票資格がありません。ほとんどの州では、18歳以上でなければなりません。ただし、州によっては、11月の選挙までに18歳になる未成年者は、17歳でも予備選挙で投票できます。その他の州で

は、総選挙までに18歳になる未成年者は、投票の登録をすることができます。各州はまた、投票に関し独自の居住要件を定めています。州特定の要件、投票資格に関する詳細は、州または地域の選挙事務所にお問い合わせ

ください。National Mail Voter Registration Form (全国郵便投票者登録用紙) にも各州の要件が記載されています。(本ガイド末の利用可能なリソースのリストをご参照ください。)



どのように投票登録するのですか。

登録者登録には数種の申請方法があります。
そのうち1つを選択してください。

郵便で投票を登録

National Mail Voter Registration Form (全国郵便投票者登録用紙)に必要な事項を記入して郵送し、投票登録を申請できます。¹ National Mail Voter Registration Form (全国郵便投票者登録用紙)の「State Instructions」欄にお住まいの州の宛て先が掲載されています。お住まいの州で必要な場合は、この用紙を利用して、投票者登録事務所に氏名または住所の変更を報告したり、政党に登録したりできます。National Mail Voter Registration Form (全国郵便投票者登録用紙)は、EACのWebサイト (www.eac.gov/NVRA) からダウンロードできます。さらに、州の投票者登録用紙を利用して登録することもできます。National Mail Voter Registration Form (全国郵便投票者登録用紙)、州の投票者登録用紙は、公立図書館、公立学校、郡役所、市役所で入手できる場合があります。

指定機関で直接投票を登録

下記の公共施設でも、直接、投票登録を申請することができます。

- 州、地域の投票者登録事務所、選挙事務所
- 運転免許センター
- 保護課
- 軍部新兵募集センター
- 障害者にサービスを行っている州立機関
- 投票者登録場所として州に指定されているその他の公共施設

¹ ノースデコタ州、ワイオミング州、米国領域(米サモア、グアム、プエルトリコ、米国領バーズン諸島)では、この用紙を受け付けません。ニューハンプシャー州は、州の不在投票者用の郵送登録用紙の請求の場合にのみ受け付けています。

オンラインで投票を登録

特定の州では、現在オンラインでの投票登録の申請を許可しています。お住まいの州でオンライン投票者登録ができるかどうかに関しては、州、地域の選挙事務所にお問い合わせください。(本ガイド末の利用可能なリソースのリストをご参照ください。)

いつ投票登録すればよいですか。

投票資格を確実に取得するには、お住まいの州の登録締め切り日までに登録しなければなりません。各州は、独自の登録締切日を定めています。www.eac.gov/NVRAのNational Mail Voter Registration Form (全国郵便投票者登録用紙)の「State Instructions」欄に詳細が掲載されていますのでご参照ください。もしくは、お住まいの州または地域の選挙事務所にお問い合わせください。多数の州では、オンラインツールを設けており、投票者が登録しているかどうかわからないときに登録状況を確認できるようになっています。

重要: あなたが登録されているか、もし登録されていない場合はどうしたらいいかを確認する場合、選挙の7週間前までに、お住まいの州または地域の選挙事務所にお問い合わせください。投票登録に十分時間が取れるよう、登録の締切前までに問い合わせをすることが大切です。

初めて投票するときの特別要件がありますか。

郵送によって投票登録を行う場合は、連邦法により、初めての投票時に身分証明書の提示が必要な場合があります。この身分証明書には、下記が含まれます(郵送で投票登録する場合は、下記の書類のコピーとなります)。

- 現在の有効な写真付き身分証明書、または
- 本人の住所氏名が記載されている現在の光熱費、水道代の請求書、銀行取引明細書、政府小切手、給与支払小切手、政府書類

連邦法により、下記の場合は、投票所、もしくは郵送で投票する際に身分証明書を提示する必要はありません。(1) 投票者登録用紙に上記コピーを添付して提出した場合、(2) 州、地域の選挙管理人が、投票者登録申請に記載された運転免許証番号または社会保障情報を、その登録に記載されているのと同番号、同名、同誕生日が記されている既存の連邦、または州の身元確認記録と照合した場合、(3) 連邦法により、不在投票によって投票する資格がある場合。

ご存知ですか。

身分証明に関する連邦必要条件を満たしている場合でも、州によって投票者は投票所で身分証明書を提示しなければならない場合もあります。このような身分証明の要件は、その州のすべての投票者に適用され、投票所で十分な身分証明書を持ち合わせていない場合でも、暫定票を投じる資格がある場合があります。お住まいの州の投票者の身分証明の要件に関する詳細は、州または地域の選挙事務所にお問い合わせください。(本書末の利用可能なリソースのリストをご参照ください。)

早期投票とは何ですか。

州によっては、選挙日の前に投票することを許可しています。広義では、早期投票とは選挙日の前に実施される投票のことです。早期投票期間に、投票者は管轄地域の選挙事務所、その他の指定投票所、または投票用紙提出場所に向いて投票を行いません。

早期投票の日時は、州によって異なります。お住まいの州で早期投票が行われているかどうか、早期投票の日時に関しては、州または地域の選挙事務所にお問い合わせください。(本書末の利用可能なリソースのリストをご参照ください。)

不在投票とは何ですか。

選挙日に投票所に行けない投票者は、不在投票を行える場合があります。各州は独自の不在投票に関する規則や手順を定めています。例えば、一部の州では投票者が病気、選挙日に一定時間管轄地域に不在など、州法で概略されている理由で投票所で投票できない場合にのみ、不在投票を許可しています。その他の州では、「理由なし」不在投票を認めており、資格のある住民であれば誰でも不在投票を行なうことができます。

不在投票の請求や提出の締切日も州によって異なります。不在投票を行わなければならないときは、お住まいの州または地域の選挙事務所にできるだけ早く連絡し、不在投票を行なえる資格の有無を確認し、不在投票の請求および提出の締め切りに必ず間に合うようにしてください。(本ガイド末の利用可能なリソースのリストをご参照ください。)

さらに、特定の要件を満たしている投票者は、連邦法により、連邦選挙で不在投票を行なう資格があります。これらの連邦法には、投票権法、軍人および海外在住者の不在投票法、高齢者、障害者のための投票アクセシビリティ法が含まれます。

重要: 不在投票を請求して用紙を受け取った後、説明をよく読み、投票が無効になるような間違いを起ささないようにしてください。また、必要な箇所に必ず署名してください。不在投票を郵便で返送する場合は、返信用封筒に十分な郵便料金の切手を貼り、投票の送付が遅れないようにしてください。



投票場所 – 投票所はどこですか。

投票者登録記録に記載されている自宅の住所に基づいて投票所が指定されます。2州以上が、選挙を郵便だけで実施しているため、これらの州には投票所がありません。このような州では、投票者は管轄地域の全域に所在する投票用紙提出場所に提出することもできます。指定の投票所、利用可能な投票用紙の提出場所に関する詳細は、州または地域の選挙事務所にお問い合わせください。または、州、地域の選挙事務所のWebサイトにも投票所検索ツールがある場合がありますのでご参照ください。(本ガイド末の利用可能なリソースのリストをご参照ください。)

重要: 転居の都度、投票登録情報を更新してください。

暫定投票とは何ですか。

投票資格に疑問がある投票者には、連邦選挙中の投票所では暫定投票が認められなければなりません。このような場合、投票者は暫定票を投じる権利があります。ただし、投票者は投票資格があり、その管轄地域で投票登録していることを宣言することを前提とします。州、地域の適切な選挙管理人が、その投票者が確かに州法の下で投票資格を有していると判断した場合、その暫定票は数に入れられます。投票者に、暫定投票が提供されなければならない理由は下記を含みますがこれに限定されるものではありません。

1. 投票所で、投票者の名前が正式な投票者リストに記載されていない
2. 州法に基づき、投票者の資格が疑問視される
3. 暫定投票を要請する裁判所の命令
4. 投票所の時間を延長させる裁判所の命令
5. 州法は、下記の場合に暫定投票を義務付けています。

連邦法で定められている投票を登録するために必要な身分証明を提出せず、選挙日にもその身分証明を提示しなかった場合は、暫定投票の資格を得られる場合があります。

ご存知ですか。

連邦法により、投票者がフリーダイヤル、インターネットによって本人の暫定投票の状況を確認できる「無料アクセス制度」を州は提供しなければなりません。お住まいの州の制度に関する詳細は、州または地域の選挙事務所にお問い合わせください。(本書末の利用可能なリソースのリストをご参照ください。)

海外に駐留している軍人、海外に在住している米国市民のための手続きは何ですか。

軍人および海外に在住している米国市民は、Federal Post Card Application (連邦郵便はがき申請書、FPCA) を利用して投票登録できます。この申請書は、Federal Voting Assistance Program (連邦投票支援プログラム、FVAP) の Web ポータル www.fvap.gov から入手できます。FVAP Web ポータルは、軍人および海外に在住している米国市民に投票者登録手続の段階を追って説明したツールを提供しています。どの州、領域も、FPCA を登録、不在投票の同時申請として受諾しています。お住まいの州にもよりますが、記入済みの FPCA を電子メール、ファックス、郵便で返送することができます。FPCA を郵送する場合は、正しい郵便料金の切手を貼った封筒、または FPCA 前払い返信用封筒に入れて返送します。用紙の返信の仕方については、www.fvap.gov をご参照ください。

すでに投票登録をしている場合でも、できれば選挙の年の早い時期に FPCA を提出して投票用紙を請求してください。米国大使館、軍事基地、領事館から印刷した FPCA を入手できます。これらの施設での投票支援担当職員は、用紙記入に必要な情報、援助を提供できます。不在投票手続で支援が必要な場合は、FVAP Web サイト (www.fvap.gov をご覧になるか、FVAP に電話 (703) 588-1584 (フリーダイヤル [800] 438-VOTE、および 70ヶ国からもフリーダイヤルが利用できますので詳細は www.fvap.gov/contact/tollfreephone.html を参照)、またはメールで vote@fvap.gov までお問い合わせください。

軍人および海外に在住している米国市民は、空白の投票用紙の電子送信を要請することもできます。

投票資材を郵送する管轄機関は、用紙を受け取り投票を返送するのに十分な時間が保証できるよう、選挙から45日前に要請のあった投票者に投票書類を送付しなければなりません。

身体障害のある投票者にも投票はアクセス可能になっていますか。

ほとんどの投票所は、身体障害者を含め、すべての投票者に投票過程がさらにアクセスしやすくなるように配慮されています。アクセシビリティの配慮には、はっきりと表示された障害者専用駐車スペース、入り口への傾斜路、投票場所までの経路を明確に示した標識などが含まれます。

投票所は、障害者にも他の投票者と同じアクセスと参加（プライバシーと自立性を含む）の機会を提供できるよう、視覚障害者のための非視覚的アクセシビリティなどを含め、障害者のための投票設備を備えていなければなりません。

投票所の身体障害者補助に関する質問または障害者のための投票設備に関する情報については、州または地域の選挙事務所にお問い合わせください。（本ガイド末の利用可能なリソースのリストをご参照ください。）



言語援助はしてもらえるのでしょうか。

投票権法では、管轄機関の一部が英語以外の言語の投票書類を提供するよう定めています。その他の管轄機関は、任意にそのような支援を提供しています。言語補助には、英語以外での投票書類(投票用紙や投票に関する説明など)を投票所に設置すること、バイリンガルの選挙スタッフの配置、英語以外での言語で投票情報をオンラインで提供することなどがあります。お住まいの地域の言語補助に関する詳細は、州または地域の選挙事務所にお問い合わせください。(本ガイド末の利用可能なリソースのリストをご参照ください。)

ご存知ですか。

米国選挙支援委員会は、投票者に向けて英語、日本語、中国語、韓国語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語で情報をウェブサイトに掲載しています。National Mail Voter Registration Form (全国郵便投票者登録用紙)は、上記7ヶ国語で利用でき、投票者および選挙管理人を援助しています。EACは、選挙用語のインタラクティブオンライン用語集を開発し、www.eac.govに掲載しています。選挙用語の印刷した総合用語集も6ヶ国語で発行しています。「投票者ガイド、連邦選挙について」は、英語、チェロキー語、中国語、ダコタ語、日本語、韓国語、ナバホ語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、ユピック語でご利用いただけます。

投票の援助を請求できますか。

連邦法では、視覚障害やその他の障害、読み書きができないなどの理由で援助を必要とする投票者は、友人や親類などの個人に付き添ってもらい、投票の援助をしてもらうことができます。²選挙

²連邦法では、投票者が投票者の雇用主、雇用主の代理人、投票者の組合の役員またはその代理人から援助を受けることは禁じられています。

スタッフもまた投票を援助できます。州選挙法には、上記援助に関する追加条項が定められている場合がありますので、詳細については、必ず州または地域の選挙事務所にお問い合わせください。

初めて投票をする人、身体障害がある投票者、新しい投票設備が設置された投票所の投票者は、投票設備に関する援助が必要な場合があります。投票設備の使用にあたり援助が必要な場合は、選挙スタッフに援助を依頼してください。選挙スタッフは、投票者に投票設備の使い方について説明し、実演して見せてくれます。

ご存知ですか。

車から容易に降りることができない投票者のために、「街頭投票」を行っている州もあります。街頭投票では、選挙スタッフが投票用紙などの書類すべてを投票者の車まで持ってきます。管轄地域で街頭投票が行われているかどうか、当プログラムの利用資格については、州または地域の選挙事務所にお問い合わせください。

問題の報告、苦情の申し立てはどのようにすればいいのでしょうか。

管轄地域の投票所や投票手順に支障があった場合は、問題を報告するか、苦情を申し立てることができます。苦情手続に関する詳細は、州または地域の選挙事務所にお問い合わせください。米国司法省にも電話 (888) 736-5551 または電子メール voting.section@usdoj.gov で苦情を報告できます。(本書末の利用可能なリソースのリストをご参照ください。)

どうしたら選挙スタッフになれるのですか。

選挙スタッフは、確実に選挙が円滑、公正、かつ正確に行なえるようにする非常に重要な役割を果たします。選挙スタッフは、投票設備の設置、投票者登録の確認、投票者への適切な投票用紙の提供、投票者に投票システムの使い方を指示して投票所を管理します。選挙日の終わりに、選挙スタッフは投票所を閉め、選挙事務所への選挙書類の配送を準備し、担当の投票所の結果を提出します。

一般的に投票スタッフは、勤務希望の郡、もしくは州で投票登録を行っていないければなりません。しかし、州によっては、管轄区で投票の登録をしていなくても、大学生、高校生が学校の近くの投票所で働くことを許可しています。

投票スタッフに関する詳細は、州または地域の選挙事務所にお問い合わせください。(本ガイド末の利用可能なリソースのリストをご参照ください。)

米国選挙支援委員会 (EAC) について

この刊行物は、2002年アメリカ投票支援法 (HAVA) を受けて設けられた独立連邦委員会である EAC によって作成されました。EAC は、HAVA の要件を満たすガイダンスを作成し、任意投票システム・ガイドラインを採用し、選挙管理に関する全国情報センターの役割を担っています。EAC はまた、投票システムを検査するラボの公認、投票システムの認証、HAVA 資金運用の監査、1993年全国投票者登録法に従って作成された全国郵便投票者登録用紙の維持を実施しています。



利用可能なリソース

投票者の確認リスト – 選挙日までに行うこと。

- 選挙日の数週間前までに投票登録されていることを確認。住所、氏名、政党が変更した場合は、登録を更新。
- 選挙日に指定された投票所で投票できない場合は、不在投票の申請方法、申請期日を確認。
- 早期投票のオプションについて確認。
- 投票する前に、お住まいの州の身分証明に関する規定について確認。
- 指定された投票所とそこまでの行き方を確認。
- 管轄地域で使用されている投票設備について把握。
- 英語以外の言語でどのような援助を受けることが可能か確認。
- 投票の開始と終了時間の確認。
- 候補者と投票用紙に記載されている事項について知っておくこと。
- 居住する地域で選挙スタッフになることを考慮。その場合は、地域の選挙事務所に問い合わせること。

投票者のためのリソース。

米国選挙支援委員会: 連邦選挙過程に関する情報の総合的リソース。米国市民は、EAC の Web サイトから全国郵便投票者登録用紙をダウンロードすることにより、投票登録ができます。

Tel.: (866) 747-1471 / URL: www.eac.gov

連邦投票援助プログラム: 連邦郵便はがき申請書、海外に在住している米国市民のための投票登録など、軍人、海外に在住している米国市民のための投票リソース。Tel.: (800) 438-8683 / URL: www.fvap.gov

米国司法省: 連邦投票権法に関する情報。投票者に対する差別など投票アクセスに関し問題を報告する場合は、投票課に電話 (800) 253-3931 でご連絡ください。投票者不正行為、脅迫に関しては、最寄の連邦捜査局事務所、または現地の連邦地検にご連絡ください。州、地域の選挙管理人に苦情を申し立てることもできます。Tel.: (202) 514-2000 / URL: www.usdoj.gov

連邦選挙委員会: 連邦選挙運動の財務に関する情報センター。Tel.: (800) 424-9530 /

URL: www.fec.gov

州選挙事務所 連絡先

*2011年9月1日現在

アーカンソー州

Tel.: (800) 482-1127

Web site: www.sosweb.state.ar.us/elections

アイオワ州

Tel.: (515) 281-0145

Web site: www.sos.state.ia.us/elections

アイダホ州

Tel.: (208) 334-2852

Web site: www.idahovotes.gov

アラスカ州

Tel.: (907) 465-4611

Web site: www.elections.alaska.gov

アラバマ州

Tel.: (800) 274-8683

Web site: www.sos.state.al.us/elections

アリゾナ州

Tel.: (602) 542-8683

Web site: www.azsos.gov/election

イリノイ州

Tel.: (217) 782-4141 (スプリングフィールド)

Tel.: (312) 269-7960 (シカゴ)

Web site: www.elections.state.il.us

インディアナ州

Tel.: (317) 232-3939

Web site: www.in.gov/sos/elections

ウィスコンシン州

Tel.: (866) 868-3947

Web site: <http://gab.wi.gov>

ウェストバージニア州

Tel.: (304) 558-6000

Web site: www.sos.wv.gov/elections

オクラホマ州

Tel.: (405) 521-2391

Web site: www.ok.gov/~elections

オハイオ州

Tel.: (877) 767-6446

Web site: www.sos.state.oh.us/sos/elections.aspx

オレゴン州

Tel.: (503) 986-1518

Web site: www.sos.state.or.us/elections

カリフォルニア州

Tel.: (800) 345-VOTE

Web site: www.sos.ca.gov/elections

カンザス州

Tel.: (800) 262-8683

Web site: www.kssos.org/elections/elections.html

グアム

Tel.: (671) 477-9791

Web site: <http://gec.guam.gov>

ケンタッキー州

Tel.: (502) 564-3490

Web site: www.elect.ky.gov

コネティカット州

Tel.: (860) 509-6100

Web site: www.ct.gov/sots

コロラド州

Tel.: (303) 894-2200

Web site: www.elections.colorado.gov

コロンビア特別区

Tel.: (202) 727-2525

Web site: www.dcboee.org

サウスカロライナ州

Tel.: (803) 734-9060

Web site: www.scvotes.org

サウスダコタ州

Tel.: (605) 773-3537

Web site: www.sdsos.gov

ジョージア州

Tel.: (404) 656-2871

Web site: www.sos.ga.gov/elections

テキサス州

Tel.: (800) 252-8683

Web site: www.sos.state.tx.us/elections

テネシー州

Tel.: (877) 850-4959

Web site: www.tennessee.gov/sos/election**デラウェア州**

Tel.: (302) 739-4277

Web site: www.elections.delaware.gov**ニュージャージー州**

Tel.: (609) 292-3760

Web site: www.njelections.org**ニューハンプシャー州**

Tel.: (603) 271-3242

Web site: www.sos.nh.gov/electionsnew.html**ニューメキシコ州**

Tel.: (800) 477-3632

Web site: www.sos.state.nm.us/sos-elections.html**ニューヨーク州**

Tel.: (800) 367-8683

Web site: www.elections.state.ny.us**ネバダ州**

Tel.: (775) 684-5705

Web site: <http://sos.state.nv.us/elections>**ネブラスカ州**

Tel.: (402) 471-2555

Web site: www.sos.ne.gov**ノースカロライナ州**

Tel.: (866) 522-4723

Web site: www.sboe.state.nc.us**ノースダコタ州**

Tel.: (800) 352-0867

Web site: www.nd.gov/sos/electvote**ハワイ州**

Tel.: (808) 453-8683

Web site: <http://hawaii.gov/elections>**バージニア州**

Tel.: (800) 552-9745

Web site: www.sbe.virginia.gov**バーモント州**

Tel.: (802) 828-2464

Web site: <http://vermont-elections.org>

フロリダ州

Tel.: (866) 308-6739

Web site: <http://election.dos.state.fl.us>

プエルトリコ

Tel.: (787) 758-3333

Web site: www.ceepur.org

ペンシルベニア州

Tel.: (717) 787-5280

Web site: www.votespa.com

マサチューセッツ州

Tel.: (800) 462-8683

Web site: www.sec.state.ma.us/ele/eleidx.htm

ミシガン州

Tel.: (517) 373-2540

Web site: www.michigan.gov/vote

ミシシッピ州

Tel.: (800) 829-6786

Web site: www.sos.ms.gov/elections.aspx

ミズーリ州

Tel.: (800) 669-8683

Web site: www.sos.mo.gov/elections

ミネソタ州

Tel.: (877) 600-8683

Web site: www.sos.state.mn.us

メイン州

Tel.: (207) 624-7736

Web site: www.maine.gov/sos/cec/elec

メリーランド州

Tel.: (800) 222-8683

Web site: www.elections.state.md.us

モンタナ州

Tel.: (888) 884-8683

Web site: <http://sos.mt.gov/elections>

ルイジアナ州

Tel.: (800) 883-2805

Web site: www.geauxvote.com

ロードアイランド州

Tel.: (401) 222-2345

Web site: www.elections.state.ri.us

ワイオミング州

Tel.: (307) 777-7186

Web site: <http://soswy.state.wy.us/elections/elections.aspx>

ワシントン州

Tel.: (800) 448-4881

Web site: www.secstate.wa.gov/elections

米サモア

Tel.: (684) 699-3570

Web site: www.americansamoaelectionoffice.org

米国領バージン諸島

Tel.: (877) 773-1021 (St. Croix)

Tel.: (877) 774-3107 (St. Thomas | St. John)

Web site: www.vivote.gov

ユタ州

Tel.: (800) 995-8683

Web site: www.elections.utah.gov/voterinformation.html





米国選挙支援委員会

1201 New York Ave, NW • Suite 300 • Washington • DC 20005

866-747-1471 (フリーダイヤル) • HAVAinfo@eac.gov • www.eac.gov